

みどりみらい 3rd Season ぐんじとしのりの議会報告

2011/05/17 Vol.2 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362

E-MAIL ID : toshigunji@hotmail.com / Twitter : @toshigu

http://www.mmirai.com (HP) <http://togu.seesaa.net/> (ブログ)

議会組織の構成と初議会の開催について ～5月18日(水)第1回臨時議会が開催されます～

いつもお世話になっております。今回の紙面では5月11日(水曜日)に開催された改選後最初の「市議会全員協議会」の内容および「市議会全員協議会」にむけての動き、そして5月18日(水曜日)に開催される臨時議会の内容について他をご報告させていただきます。

「市議会全員協議会」って何？

初議会前に予め顔合わせしておく事が、初議会の運営を円滑にするうえで役に立つことから印西市議会では、「議員懇談会」という名称ではなく、慣例として「全員協議会」として名称で議会事務局により、新議員が招集され、後述するような内容の打合せを行っています。

(※通常は「全員協議会」という名称で招集する場合には「議長名」で招集され、その内容は本会議の審議の過程で意見調整のための話合いや行政側(印西市)が行政上の重要問題について議会の意見を聞くためなど多岐にわたります。)

「市議会全員協議会」に向けての動きは？

印西市議会では、会派制度を採用しており、市政運営の提言を会派でまとめ、初議会前の「全員協議会」に向けて、会派を結成し、その後に議員間で意見調整が行われております。今回、私は「全員協議会」に先立ち、雨宮弘明議員(小倉台)と2人で「市民オンブズの会」を結成し、議会で発言をして行くこととしました。

この会派は「厳粛な有権者の負託にこたえ、情報公開、市民参加、説明責任を活動基準として、市民福祉の向上に寄与すると共に、議会、市政を監視する活動を行うことを目標」としようとする雨宮議員と打合せを行い、行動指針が一致し、お互いが合意し結成したものです。

二人だけの会派で大丈夫か？

大会派に属しないと、「議会では何もできないのでは」という声もありますが、市民皆様の要求を実現するために必要なのは、絶え間なく、実行可能な政策を提案し実現していくことであると考えています。後述させていただきますが、今回の議会運営にあたって議会組織の構成を決しましたが、他の会派(「新政(代表者/板橋睦議員)」や日本共産党(山田喜代子議員)とも緩やかに連携しながら、市政の発展に力を尽くしてまいります。

「市議会全員協議会」では何が話し合われたか？

5月11日(水曜日)に開催された全員協議会では、①初議会の運営について、②議会組織の構成について、③会派について、④政務調査費について、⑤各種申し合わせ事項について、⑥会派室について 等が話し合われました。

・・・今回の紙面においては ②の議会組織の構成について、特に私が所属する事になった常任委員会のご紹介を通じて、常任委員会とはどのようなものかを説明させていただきます。

◇常任委員会について

常任委員会は「地方自治法 109 条第 2 項」に定義され、議員は全員 1 つの常任委員会(印西市では 3 つ)に属し、「その部門に属する当該地方公共団体の事務」に関して、執行機関からの説明や書類の提出等を要求する権限(所掌事務調査権)を持ちます。また、当該担当所掌部門の予算案の審議も

中心となって行います。今回、私ぐんじとしのりは、「文教福祉常任委員会」に属し、委員として選任され、今後2年間、その職務にあたっていくこととなりました。

☆ 文教福祉常任委員会（市議会議員8人で構成）

文教福祉常任委員会の職務内容／所掌事務調査権は、以下の部門が中心です。

* 教育委員会（教育部）に関すること。 * 健康福祉部に関すること。

具体的には、市民の皆様からの請願を中心とした審査や予算審議を行っていくこととなります。

(参考) * 教育委員会の所掌事務（小学校・中学校／学校管理・教育管理・学校建設に関すること。幼稚園／全般に関すること。生涯学習／スポーツ振興に関すること。）

* 健康福祉部の所掌に関する部門

（児童福祉課／介護福祉課／社会福祉課／健康増進課／国保年金課）の事務事業

（印西市／3つの常任委員会～他の2つの常任委員会）

文教福祉常任委員会の他に総務企画常任委員会、建設経済常任委員会があります。

「都市計画審議会」委員になりました。（市議会議員3名が委員として審議会入り）

都市計画は、都市の将来の姿を決めるものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制限を加えるものであることから、各種の行政機関や住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を適正に保護する観点も必要となります。

そのため、都市計画法では、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議することとしています（都市計画法第77条の2、第87条の2第8項）・・・都市計画法に基づき、都市計画に関する調査審議を行ってまいります。具体的には、土地の ①用途地域の決定・変更、②地区計画の決定・変更、③主要な公園の位置や規模、④幹線道路の計画の決定・変更・・・などについて調査・審議しています。

5/18（水曜日）印西市 平成23年第1回臨時議会が開催されます。

- ① 当日は市議会の議長、副議長の選任が行われ、同時に一部事務組合議員の選挙が行われる予定となっております。（午前10時に開会）
- ② また、印西市長の名前において行われた「専決処分」についての承認案件についての議案が出される予定です。（承認1号～承認3号）

* 今回の承認案件については承認1号、2号が「給食費の滞納」についての案件で既に3月25日付、4月13日付で佐倉簡易裁判所に対して訴えが提起されているものです。

（何れも請求の原因として「学校給食費を滞納し、市が催告したにも関わらず、当該学校給食費を支払わなかったことが記載されています。」—これ以上の記載がないので、「払わなかったのか?」「払えなかったのか?」、詳細な事情が記載されていないので、内容については議会中に質問をし、その内容については皆様にお知らせいたします。）

市長とのふれあい懇談会が開催されます。（一部抜粋し、以下にご紹介します。）

内容は今年度予算の説明が主です。私も都合がつく限り、出席予定です。

5月21日（土）14-16 ふれあい文化館・・・私は当日は先約があり、途中参加です。

5月28日（土）14-16 ふれあいセンターいんば / 5月29日（日）14-16 本埜ファミリア館

6月12日（日）10-12 中央駅前センター

この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。また近隣自治体での諸問題についても、近隣議員と連携をとって解決に努めてまいりますのでお気軽にご相談ください。市民参加のまちづくりを皆様と行ってまいります。宜しくお願ひします。（今後は「弁護士による無料相談会」も定期的実施を予定しています。）

ぐんじとしのり